

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する

令和8年5月29日

一般財団法人奈良県ビジターズビューロー

理事長 山下 真

## 1 業務の概要

### (1) 委託事業名

令和8年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり 観光人材不足解消にかかる実態調査等業務

### (2) 委託事業の目的

紀伊半島インバウンド推進連絡会議会員である一般財団法人奈良県ビジターズビューロー（以下「当財団」という。）は、令和5年度から観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」において選定されたモデル地域の一つとして、和歌山県、奈良県、三重県を含む紀伊半島が広域エリアとして連携し、英・仏・米・豪国の高付加価値旅行者の誘客を促すことで、観光産業を中心とする地域経済の活性化、自然・文化・産業の維持と発展、地域雇用の確保・所得増加へと経済が好循環する持続可能なモデルを目指している。

観光誘客を推進するにあたり、人材不足による受け入れキャパシティの限界は大きな問題となっており、解決策の実施が急務である。

当財団は、本課題に対して、繁忙期、閑散期が異なるエリアの宿泊事業者間で従業員を交換留学することで、繁忙期エリアの人材不足を解決するとともに、実地研修ができる仕組み（以下、人材交換留学）の検証を行った。

当検証結果として、人材交換留学が可能な従業員数を抱えていること、且つ交通状況などの滞在環境条件が恵まれている宿泊施設間では非常に効果のある取組であることが分かった。

本業務では、上記検証結果を踏まえ、紀伊半島エリア内宿泊施設における人材交換留学のニーズ把握調査と、検証課題として表出した人材交換留学に対応できる十分な従業員数が備わっていない小規模宿泊施設や交通状況などの滞在環境水準が低い地域の実態に基づき、外国人材の活用等人材不足の解消に寄与する施策を実証することを目的とする。

### (3) 委託事業の内容

- ① 人材交換留学にかかるニーズ把握等
- ② 外国人材活用にかかる実態調査及び実証等
- ③ 地域の実態に応じた課題に対する各種分析及び解決策の提示

### (4) 委託料上限額

3,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### (5) 委託事業の仕様等

以下4の(2)により配付する「令和8年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づ

くり 観光人材不足解消にかかる実態調査等業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）」及び「令和8年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり 観光人材不足解消にかかる実態調査等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に示すところによる。

(6) 委託期間

契約締結日から令和9年2月19日まで

## 2 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 令和8年5月29日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、国土交通省、和歌山県、奈良県、三重県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- ④ 令和8年5月29日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑥ 令和8年5月29日の直近決算において2期連続債務超過の状態でないこと。
- ⑦ 会社法（平成17年法律第86号）で定める法人であること。
- ⑧ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑨ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑩ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑪ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### 3 失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

### 4 手続等

- (1) 書類の提出先及び問い合わせ先

〒630-8361 奈良市池之町3 奈良県猿沢イン3階

一般財団法人奈良県ビジターズビューロー

(紀伊半島インバウンド推進連絡会議会員)

TEL 0742-23-8288 FAX 0742-23-8289 MAIL : kiipeninsula-nvb@nara-kankou.or.jp

- (2) 募集要項及び仕様書の配布

令和8年5月29日(金)から令和8年6月10日(水)午後5時までの間に、4の(1)に示す場所または一般財団法人奈良県ビジターズビューローホームページ(<https://nvb.nara-kankou.or.jp/>)から入手するものとする。

- (3) 参加申込書の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

- (4) 企画提案書等の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

- (5) 質問の受付

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

### 5 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

### 6 受託者との契約

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

### 7 その他

- (1) 企画提案への参加に係る経費

本業務の企画提案への参加に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

- (2) 企画提案書等の返却

提出された企画提案書等は返却しない。

(3) その他、本業務の詳細は4の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。